|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 配分金額が減額査定となりました法人の皆さまへの重要なお知らせですので、必ずお読みください。 |  |

日本郵便年賀寄付金配分事業の実施責任者の方へ

配分金額の減額査定について

　このたびは、日本郵便年賀寄付金配分事業に採択されましたことを心からお慶び申し上げます。

　貴団体から申請事業につきましては、配分決定に際して、申請配分金額から減額して配分することとなりました。

　つきましては、配分事業実施に際して、特に以下の点に留意して活動いただきますようお願いいたします。ご不明点がありましたら、事務局までお問い合わせください。

　年賀寄付金配分事業は、寄付金付「年賀はがき・年賀切手」をお買い求めいただいた皆さまから寄せられた限られた原資の中、できるだけ多くの団体に配分することを旨としておりますので、何とぞ、本事業の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

記

１　自己資金額について

配分金額は申請配分額から減額しておりますが、**自己資金額の減額はできません**ので、ご了承ください。

２　実施計画書について

　配分申請書に記載された事業内容等に基づいて実施計画書を作成してください。

　配分申請書に記載された事業内容から大幅に変更が生じる場合には、事前に事務局にご相談ください。

以上

|  |
| --- |
| 日本郵便株式会社　年賀寄付金事務局  電話番号 03－3477－0567  受付時間 平日10:00～12:00及び13:00～17:00 |